日本共産党埼玉県議団ほっとNEWS

2012NO.4

2012年5月28日 日本共産党埼玉県議団

県議団主催公開研修会(5月25日)

「震災がれきの広域処理を考える」会場満席

5月25日さいたま市内で 県議団は「震災がれきの 広域処理を考える」を開催し、党地方議員ら会場いっ ぱいの52名が参加し熱心に聞き入り、多数の質問が 寄せられました。

はじめに 埼玉県資源循環推進課の青木功治副課長よ



り、 埼玉県の震災がれき受け入れ方針についてご説 明をいただきました。

安全基準のさらに下をめざして、安心 を勝ち取る

青木副課長は、セメント化処理による被災地支援の 方針について30分間にわたって説明

Q受け入れるのはどんなもの?

A被災住宅の柱材など木くずです。

Qどこから持ってくるの?

A岩手県北部野田村周辺の木くずを受け入れます。

など資料で説明。 県が受け入れる木くずの放射性物質濃度の受け入れ基準は 100ベクレル/kg以下であるが、さらに低い値を目指し 県民の安心を望む声に答えたいと語りました。

また、①木くずの放射性セシウム濃度②保管場所・ コンテナ側面の空間放射線量率③木くずの遮蔽放射 線量率④排ガスの放射性物質濃度⑤製品の放射性物 質濃度など 7つのブロックに分けて放射性物質検査 を行うと説明しました。

実証実験は全て安全基準以下

このような観点で3月に熊谷市、横瀬町、日高市で 行った実証実験の値を示し、全てのブロックで安全 基準以下であったと報告しました。

政府は新たな廃棄物法制度を整備 すべき

続いて田口正己立正大学名誉教授が「**もう一つの震 災・原発問題 災害廃棄物と放射性廃棄物の問題**」

とのテーマで約1時間にわたって講演しました。

田口氏は、今回の震災が地震と津波だけでなく原発 事故を伴っており、災害廃棄物の発生量の膨大さ、そ の多様さを指摘しました。また、東北地方を視察調査 した結果、ごみが一般廃棄物ではなくむしろ産業廃棄 物といえる点、また、発生源がほとんどわからず排出 者責任が問えないことから、一般廃棄物と同様に自治



体にその処理責任を負わせることは不可能であると 指摘。 その点で、政府が迅速に廃棄物法制度を整備 すべきだったと、政府の対応を批判しました。

破棄物処理期限、3年は短すぎる

また、がれきの処理を2014年3月までとした「処理基本計画」について ①終了期限を3年間としたことが、広域処理を急がせるプレッシャーとして働いている。 ②域内処理の可能性を奪う ③広域処理に伴う処理コストを上げている一特に輸送コスト ④がれきのリサイクルの道を断つ。として がれき処理の進捗を妨げている4点を強調し、終了期限を延長すべきであると強調しました。

特に、自治体には産業廃棄物の処理能力は技術的に も経験的にも不足しており、産業廃棄物に対する責任 は国が責任を持つべきだと指摘しました。

その後、会場から多数の質問が寄せられ、この問題に ついての関心の高さが浮き彫りになりました。